

令和元年6月11日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03428

研究課題名(和文) 修復的正義の観点からの<損害の可視化>を実現するための損害論の法心理学的再構築

研究課題名(英文) Law and Psychological Reconstruction of the Theory of Damage for Realization of Visualization of damage from a Point of View of Restorative Justice

研究代表者

松本 克美 (Matsumoto, Katsumi)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：40309084

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：児童期の性的虐待被害や建築瑕疵(欠陥)の被害などの長期間潜在化した被害が顕在化したことによって、加害者に損害賠償請求をしようとする、消滅時効の問題をどう克服するかが大きな課題となる。本研究では、消滅時効が被害者の権利行使を阻む<時の壁>となることの問題性を修復的正義の観点から明らかにし、あるべき時効法論を提起した。また、損害が顕在化した場合に、どのように損害の回復を図るのかという点で、金銭賠償が持つ被害の回復への意味を検討した。さらに、建築瑕疵との関係では、瑕疵の修補を請求することなく直ちに瑕疵修補に変わる損害賠償を請求できるかという問題について、改正民法との関係で法解釈論的提起を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、民法学における損害論や時効論を修復的正義の観点からの<損害の可視化>という問題として論じる研究はなかった。このような観点から潜在的被害とその回復の問題を検討することによって、消滅時効の起算点論や改正民法で導入された交渉中の時効感性猶予の解釈に、新たな理論的・実践的問題提起と解決の具体的方向を示すことができた。特に改正民法後に大きな課題となる時効の二重期間化(従来客観的起算点である権利行使可能時から10年の消滅時効に、加えて主観的起算点である権利行使可能なことを知ってから5年の消滅時効の導入)によって生じる新たな解釈論的問題について具体的な解釈論的問題提起を行うことができた。

研究成果の概要(英文)：Extinct prescription is big problem, when latent damage, for example child sexual abuse and defect of house etc., is actualized. I proposed new theory of prescription from a view point of law and psychological restorative justice. In connection of defect of house problem, I proposed the theory of damages in spite of repair under the new Japanese civil law.

研究分野：民法

キーワード：損害論 時効論 修復的正義 児童期性虐待 建築瑕疵

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

児童期の性的虐待被害や建築瑕疵(欠陥)の被害などの長期間潜在化した被害が顕在化したことによって、加害者に損害賠償請求をしようとする、消滅時効の問題をどう克服するかが大きな課題となる。こうした潜在的被害における損害論を消滅時効論との内的関連においてとらえる法理論の構築が求められている。その際、なぜ損害の潜在性や顕在化を権利行使の可能性との関係で被害者やそれを取り巻く社会環境も視野に入れて法心理学的に検討する必要性がある。

2. 研究の目的

本研究では、被害が潜在化する場合は、長期間経過後に被害が顕在化して、被害者が損害賠償請求をしようとする、消滅時効が被害者の権利行使を阻む<時の壁>となることの問題性を修復的正義の観点から明らかにし、あるべき時効法論を提起することを目的とした。

3. 研究の方法

潜在的被害としての特質を有する児童期の性的虐待被害、交通事故の後遺症、建築瑕疵被害を主として取り上げ、あるべき損害論、時効論の構築に務めた。そのための比較法的視点を深めるために韓国、ドイツで文献調査、インタビュー調査などを行なった。また2017年6月に成立し、2020年4月1日から施行される改正民法で時効法も改革されたことから、新しい時効法の意義と課題について、本研究の成果を踏まえて検討をした。

4. 研究成果

後継の研究業績に挙げたように、児童期の性的虐待被害、後遺症、建築瑕疵責任などにつき、損害論と時効論の内的関連を法心理学的に考察し、改正民法も視野に入れて、具体的な法解釈論に結実させ、また、今後の立法課題についても具体的な提言を行なった。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計18件)

- 松本克美、製品の「欠陥」「瑕疵」、消費者法研究、査読無し、5号、2018、pp.111-132
松本克美、不法行為による潜在型損害の長期消滅時効の起算点 民法724条の「不法行為の時」と「損害の性質」論、立命館法学、査読無し、378号、2018、pp.788-810
松本克美、契約内容不適合責任と消費者 建築瑕疵責任事例を中心に、現代消費者法、査読無し、39号、2018、pp.54-60
松本克美、宅建業法に基づき供託された営業保証金の取戻請求権の消滅時効起算点、新判例解説 Watch、査読無し、22号、2018、pp.93-96
松本克美、民法改正と建築瑕疵責任、立命館法学、査読無し、375・376号、2018、pp.2191-2217
松本克美、後遺症と時効、立命館法学、査読無し、373号、2017、pp.1048-1070
松本克美、安法法制と損害論-ジェンダーの視点もふまえて、ジェンダー法研究、査読有り、4号、2017、pp.67-76
松本克美、土地工作物責任、月刊司法書士、査読無し、549号、2017、pp.35-39
松本克美、拘置所に収容された被拘留者に対する国の安全配慮義務の有無、末川民事法研究、査読無し、1巻、2017、pp.13-18
松本克美、民事消滅時効への被害者学的アプローチ 児童期の性的虐待被害の回復を阻害しない時効論の構築のために、被害者学研究、査読あり、27号、2017、pp.30-41
松本克美、従軍「慰安婦」被害に対する法的責任論 修復的正義の観点から、立命館大学・コリア研究、査読無し、8号、2017、pp.1-12
松本克美、相続放棄者の相続財産管理義務と消滅時効、立命館法学、査読無し、369・370号、2017、pp.2033-2049
松本克美・金成恩・安田裕子、児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法心理2 - ドイツ・韓国調査の報告、法と心理、査読有り、16巻1号、2016、pp.69-74
松本克美、不動産と製造物責任、立命館法学、査読無し、367号、2016、pp.870-887
松本克美、建物吹付けアスベストによる健康被害を惹起した土地工作物の「瑕疵」の判断時期と判断要素 最高裁第二小法廷平成25年7月12日判決、法律時報、査読無し、88巻11号、2016、pp.127-130
松本克美、損益相殺における「利益」概念の再検討 控除否定根拠としての「不利益性」可視化論、立命館法学、査読無し、366号、2016、pp.599-621
松本克美、建築瑕疵についての損害賠償請求権の消滅時効・除斥期間の起算点 東京高裁平成25年10月31日判決、判例評論、査読無し、687号、2016、pp.155-159
松本克美、損害賠償と労災保険法上の遺族補償年金の損益相殺的調整の方法 フォーカスシステムズ事件、法律時報、査読無し、88巻5号、2016、pp.146-149

[学会発表](計11件)

(学会等発表)

松本克美、企画趣旨・ワークショップ Me Too 運動の現状と課題の日韓比較、日本ジェンダー法学会 2018 年学術総会、2018
松本克美、自然災害と住宅の安全 自然力競合事案における民事責任、欠陥住宅被害全国連絡協議会第 45 回松山大会、2018
松本克美、企画趣旨・相続と土地法をめぐる現代的課題、日本土地法学会 2018 年度学術大会、2018
松本克美、民法改正と建築瑕疵責任、欠陥住宅被害全国連絡協議会第 43 回名古屋大会、2017
松本克美、不動産取引における不法行為責任、第 27 回日韓土地法学会大会、2017
松本克美、安全保障法制による影響～ジェンダーの視点からの損害論、シンポジウム・安全保障法制とジェンダー、2017
松本克美、改正民法の特徴と課題、立命法曹会勉強会、2017
松本克美、民事法領域での修復的司法/正義の視点の意義と課題、第 8 回修復的司法セミナー、2017
松本克美、児童期の性的虐待に対する損害賠償と時効、児童期性虐待・性犯罪被害者支援ワークショップ、2016
松本克美、民事消滅時効への被害者学的アプローチ 児童期の性的虐待被害の回復を阻害しない時効論の構築のために、日本被害者学会第 27 回学術大会、2016
松本克美、欠陥住宅紛争事件の総括（解決した問題・残された問題）、欠陥住宅被害全国連絡協議会・第 40 回大阪大会、2016

〔図書〕(計 8 件)

吉田和夫・大木満・大野武・松本克美他、市民生活関係法の新たな展開 大西泰博先生古稀記念論文集、敬文堂、2019、pp.416 (21-34)
道垣内弘人・片山直也・山口齊昭・青木則幸・松本克美他、社会の発展と民法学 上巻 近江幸治先生古稀記念論文集、成文堂、2019、pp.798 (225-245)
鎌野邦樹、松本克美他、民法(債権法)改正と不動産取引の実務、日本加除出版、2018、pp.444 (111-124)
中田邦博・鹿野菜穂子・松本克美他、基本講義消費者法[第 3 版]、日本評論社、2018、pp.365 (209-221)
松久三四彦・松本克美他、社会の変容と民法の課題 上、成文堂、2018、pp.654 (425-440)
西内祐介・深谷格・松本克美他、大改正時代の民法学、成文堂、2017、pp.674 (87-104)
潮見佳男・松本克美他、Before/After 民法改正、弘文堂、2017、pp.504 (84-91)
上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理・松本克美他、現代日本の法過程〔宮澤節生先生古稀記念〕上巻、信山社、2017、pp.784 (235-250)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。